

各位

2024年12月10日
株式会社 三十三銀行

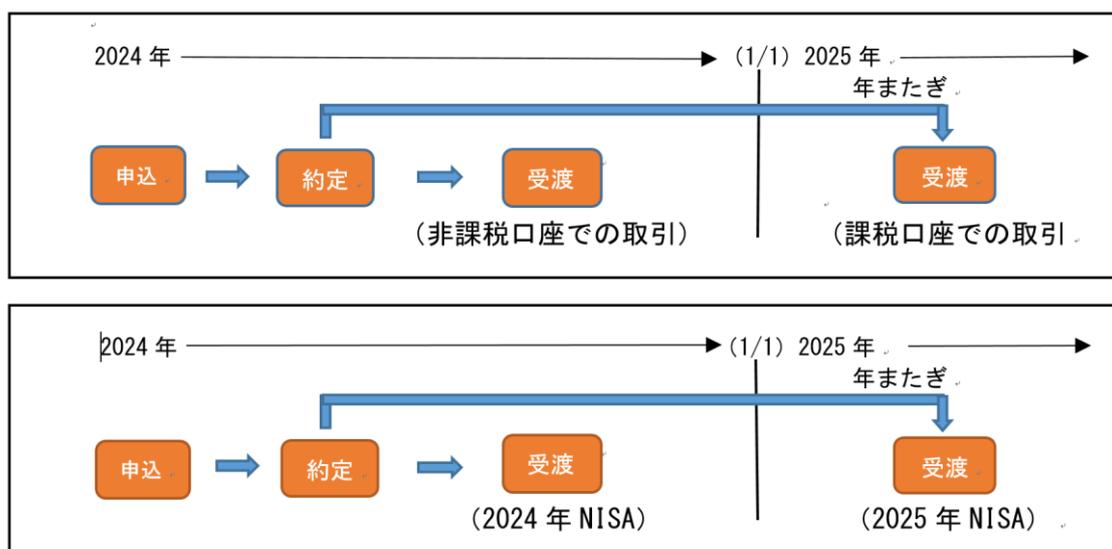
【投資信託】 年をまたいだ NISA 取引の注意点について

平素は、三十三銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、NISA で 2020 年に購入頂きました投資信託商品を本年末に売却される場合、約定日が 2024 年 12 月中であっても「受渡日」が 2025 年 1 月となる取引につきましては、課税取引となる場合がありますのでご注意ください。

(※ジュニア NISA 口座をお持ちで、2025 年 1 月 1 日時点で 18 歳のお客さま (成年判定) につきましても、NISA で 2020 年に購入頂きました投資信託商品を売却される場合は、同様に課税取引となる場合がありますのでご注意ください。)

※イメージ図を掲載します



(取引例)

- (1) 2020 年の非課税残高を解約する意向の取引が、受渡日が 2025 年 1 月となることで課税扱いの解約となる。
- (2) 本年 (2024 年) の NISA 非課税枠で購入する意向の取引が、受渡日が 2025 年 1 月となることで、2025 年の NISA 非課税枠の購入となる。

なお、「受渡日」につきましては、銘柄ごとに作成しています「目論見書」に記載してありますので、あらかじめご確認ください。

以上